# 令和７年度第３回　旭川方面枝幸警察署協議会　議事概要

１　開催日時
令和７年11月26日（水）午後１時25分から午後３時25分まで

２　開催場所
枝幸警察署２階　大会議室

３　出席者
⑴　協 議 会　５名（定員５名）

| | | |
|---|---|---|
| 会長 | 三谷 | 浩明 |
| 副会長 | 吉田 | 輝美 |
| 委員 | 笹 | 玄樹 |
| 委員 | 藤田 | 淳麿 |
| 委員 | 武田沢 | 佳 |

⑵　警 察 署　５名

| | | |
|---|---|---|
| 署長 | 藤田 | 大樹 |
| 副署長兼警務課長 | 打矢 | 真基 |
| 刑事・生活安全課長 | 東谷 | 健孝 |
| 地域・交通課長 | 中條 | 優 |
| 警務係長 | | |

４　枝幸警察署長挨拶

５　枝幸警察署協議会会長挨拶

６　報告事項
⑴　枝幸警察署管内の治安情勢
⑵　枝幸警察署の活動状況（10～11月）
⑶　犯罪被害者等支援広報啓発強化期間の取組
⑷　密漁警戒と取締状況
⑸　問題解決活動の推進状況

７　質問事項
⑴　特殊詐欺の認知件数等（令和７年10月末）
◎　委員
全道における特殊詐欺の認知件数と被害額が大きく増加しているとのことであるが、どのような手口が増加しているのか。
○　回答
手口としては、オレオレ詐欺や預貯金詐欺が件数、被害額ともに大きく増加しており、中でも、警察官をかたり、スマートフォン越しに逮捕状を見せ、身の潔白を証明するためなどと称して、金銭を要求する手法が横行している。
当署では、全国地域安全運動期間中に同手法を寸劇にて映像化し、地元テレビ局の協力を得て放映するなどの取組を実施しており、現在は北海道警察のホームページのＹｏｕＴｕｂｅで閲覧することができる。
なお、全道ではＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺による被害も依然として大きい。
◎　委員
もし自分がスマートフォン越しに逮捕状を見せられたら、悪いことをしていなくても不安になる。

その時は警察に相談に来て良いか。
○　回答
不安であれば、相談に来ていただいて構わない。
そもそもスマートフォンで逮捕状を見せたら、犯人は逃げてしまうので、警察はそのようなことはしない。
また、テレビ電話で繋がる前の段階で、犯人は直ぐには行けない他都府県の警察署に直ぐに出頭するよう要求し、それができないと返答することで、テレビ電話での会話となることも多いので、そういったやり方が犯人の欺し方と思ってもらえれば、テレビ電話にいく前に詐欺だと気が付けるのではないかと思う。
このほか、スマートフォンに様々なメールが来ると思うが、不審なメールに心配だからという理由で折り返すと被害に遭うこともあるため、そのようなことはしないでいただきたい。
◎　委員
以前は、直接お金を取りにくる手口もあったと思うが、今はないのか。
○　回答
当署管内で発生はないが、手口としては今なおある。
警察としては、迷惑メールへの拒否設定等のスマートフォン対策のほか、各種媒体を通した広報、巡回連絡による呼び掛けなど、被害防止対策を継続して実施しているところである。
◎　委員
被害者の中には、恥ずかしいなどの理由で周囲に相談できない人もいると思うが、こういった人達から被害状況を聞くことができれば、他の被害等の防止にもなるのではないか。
○　回答
おっしゃるとおり、被害者の中には被害申告をしない人もおり、また、被害に遭う前に看破した人が情報提供として警察に通報してくれる場合もある。
警察としては、事件化に至らない場合でも、情報として入手した犯人が使用する電話や口座を使用できなくする手続きを行うなど、被害防止措置も図っている。

⑵　前兆事案
◎　委員
前兆事案の定義と警察の取組を再度教えていただきたい。
○　回答
北海道警察では、子供（16歳未満）や女性（16歳以上）を対象とした犯罪の前兆と認められる声掛け等（声掛け、つきまとい、容姿の撮影等）や軽犯罪法、北海道迷惑行為防止条例などの犯罪を前兆事案として定義し、取締りを強化している。

⑶　北海道漁業調整規則違反
◎　委員
枝幸町の沿岸では、鮭釣りの季節になると海岸から海に向かって投げ釣りをしている人達を多く見かけるが、河川でなければ問題ないのか。
○　回答
海面でも河口規制が行われているか確認する必要があり、河口規制の範囲内では違反となる。たとえ河口規制外の海面であっても、北海道漁業調整規則では、竿釣や手釣、たも網（大きさに制限がある。）等以外の漁具による水産動植物の採捕は禁止されており、針でも、法律で規制されるひっかけ針等もあるため、現場の状況を確認して違法性の有無を判断することになる。

８　意見・要望、質問事項等回答

⑴　一時停止線の補修

◎　委員

　道道や町道で、一時停止線が消えかけている箇所が見られるが、復旧にかかる公安委員会への要請状況を教えていただきたい。

○　回答

　年１回、警察署管内に設置している停止線を調査し、補修が必要な停止線を取りまとめて、旭川方面本部へ補修工事の要請を行っている。

⑵　緊急銃猟に伴う警察と市町村の連携

◎　委員

　令和７年９月１日より「熊が市街地に出没した場合、市町村長の判断で発砲できる」旨鳥獣保護管理法が改正されたが、市町村と警察の連携はどのようになるのか。

○　回答

　緊急銃猟の実施の権限は市町村長とされており、警察はその実施の判断の権限を有していないが、これまで市街地に熊等が出没した際には、警察は速やかに市町村や関係機関等と連携し、地域住民等の安全確保のための避難誘導、交通規制、警戒活動等に当たってきており、緊急銃猟が実施される場合においても、警察におけるこれらの協力に変更はない。

　今後も、適切な連携が図られるよう、各町と訓練や会議等を通し協力体制を構築していく。

９　リモート教養

サイバーセキュリティ対策（デジタル世界の防犯対策）

10　次回の開催予定日及び協議事項

令和７年度第４回協議会は令和８年２月に開催予定

協議事項は、各委員の意見や治安情勢を踏まえ決定したい。